

所管部課	政策経営部 市長室	部長	五十嵐 孝雄		
件名	東大和市庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和8年4月から、庁議の開催曜日を毎週火曜日から毎月第1・第3火曜日に変更することに伴い、本規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 第5条第4項中「毎週火曜日」を「各月の第1火曜日及び第3火曜日」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 庁議出席者の仕事の生産性や作業効率の向上、働き方改革の推進、庁議の質の向上</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					